

2017

12月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
26	27	28	29	30	1	2
		※12月4日○本所長の発言に対し、大東建託本社へクレームをあげることで、自分でできることを、今後しますからと、○本所長へ伝えたら、どうぞとのお返事をいただいた。			★:17:30~19:00 20:35~23:20 ズシーンという衝撃音 11回以上	★:10:00~12:00、14:00~14:30、16:00~16:10 ※18:30大東建託○田氏来訪。 騒音確認とA203への注意。 ★:19:00~19:30
3	4	5	6	7	8	9
★:0:20~1:40 0:40 A203に男性2名の訪問があり、騒音大のため110番通報実施 ★:9:47~10:30、11:20~11:50、12:15~17:25 ◎	★:10:40~13:30、17:30~17:40、18:00~18:10、18:17~18:20、18:27~18:39、18:42~19:10 18:35に特大の衝撃音※1	※:12月4日電話で、掛川営業所○本所長が「私は直に(騒音)聞いていないので。」「私は事実を言ったまでです。聞いていないから知ったかぶりはできないということです。」等の発言をされた。12月5日大東建託お客様サービス室○オノ様へ上記発言等を連絡実施。	★:18:33突然ズシーンという音が1回だけして、その後静かになった 12月6日大東建託お客様サービス室○ガイ様へ、在留資格の確認と広報紙等の未配布の件連絡。	12月7日大東建託お客様サービス室○藤様へ、昨日の連絡を本社で処理せず、当事者である掛川営業所に丸投げされていることを連絡実施。	※:12月2日18:30に大東建託○田氏が来られ、騒音時の音声と、A203へ不特定多数が来られている動画を確認された。赤い車も確認されている。	★:11:30~12:40 12:10衝撃音 2回 A203に数名の大人とこどもの叫び声あり。
10	11	12	13	14	15	16
	13:15 大東建託パートナーズ株掛川営業所へ行き、○本所長へ12月9日騒音時の音声データとA203出入り者の動画が入ったDVDを渡し、確認していただくよう依頼した。	12月11日大東建託お客様サービス室○藤様と、要望事項の文書での回答の可否を、今週中に回答していただくことを約束した。しかし、12月18日になって回答が無かった。	12月19日掛川消費生活センターから、大東建託お客様サービス室の○ガイ様へ、12月11日約束した回答を履行していただくよう連絡した。そして、	お客様サービス室の○ガイ様は、明日中に会社が窓口と認めたら返事をさせると、話された。すると、	※:12月19日の17:21に掛川営業所の○本所長から、「こちらが騒音の対応しているときに、いろいろなところへ連絡するのは、おかしくないか」と非難する電話が入った。	★:20:00~21:19 20:30と20:32にズシーンという衝撃音あり。
17	18	19	20	21	22	23
	★:0:57 床へ何かを落とすような衝撃音3回 1:47にも同じ音発生 ★:13:20~子ども走り回る~15:30、16:40~18:15	※:12月18日13:46大東建託○田氏は、A203への来訪者は自分の知りあいだと話す。また、子ども初めて見た言い、赤い車も知らないと言う。	さらに○田氏は、12月11日に○本所長へ渡したDVDを見ていないと言う。DVDには来訪者や車、子どもが映っている。	※:12月18日13:59○本所長へ電話し、12月11日にお渡ししたDVDを○田さんは見ていないと言っていますよ。と伝えると、	「○田が見ていないというなら、みていないんでしょうね。」と発言されたのみで、それがどうしたのか、と言わんばかりの態度であった。	
24	25	26	27	28	29	30
	大東建託株式会社経営管理本部コンプライアンス推進室へ、12月11日に約束した回答が無いため、是正依頼の文書を発行した。		12月11日に約束した回答が無いため、再度、大東建託株式会社経営管理本部コンプライアンス推進室へ、是正依頼の文書を発行した。	10時32分大東建託お客様サービス室の○藤様から「社内協議を行った結果、大東建託パートナーズ株掛川営業所を窓口として対応させます」とのメールが届いた。		※:大東建託パートナーズ株掛川営業所から、「窓口が掛川営業所として対応していることが回答となる。」との回答が届いた。文書での回答の可否を調べているのに、はぐらかしている。これも倫理観の欠如である。
31	1	メモ: ★:騒音発生 ※:大東建託パートナーズ株式会社掛川営業所からの連絡実績 ◎:12月3日(日) 23時に軽自動車に乗った見知らぬ男女が、A203に訪問した。 ※1:12月4日(月)20時~大東建託パートナーズ(株)掛川営業所 ○本所長が電話口で、「私は(直に)騒音を聞いていないので。」「私は事実を言ったまでです。聞いていないから知ったかぶりはできないということです。知ったかぶりで話すと、(A203の住居者の)不信を招きます。」と発言された。 ☆12月19日 17時21分からの会話で、掛川営業所○本所長は、どのようなクレームをどのような部署に訴えても、掛川営業所が対応することになる、という趣旨の発言をしている。				

	A203住居者(フィリピン人)について	無断の回覧板、広報紙の配布停止について
10月頃	大東建託パートナーズ(株)掛川営業所 ○本所長及び○田氏より、A203には中学生くらいの子がいるとの話を伺った。 しかし、私は通学しているところや、当該者の姿を一度も見ることがない。	
12月4日	○本所長はA203入居者全員、在留資格証明書を確認しているし、就労ビザも確認していると話された。 私は、騒音や子どもの叫び声、衝撃音などから子どもに対する虐待を懸念し、警察及び市役所子ども家庭係に通報をした。	私から○本所長へ、3～4年前から回覧板と広報紙が配布されていないことを伝えた。担当者に確認するとのこと。
12月5日	掛川営業所○田氏から電話連絡があり、「中学生と思っていた男の子は、10代後半、17か18くらいで作業服を着ているので働いていると思います。」と話された。そのようなあやふやということは、在留資格証明書を本当に確認しているのですか?と問いかけると、「在留資格は確認していないですね。」と返答された。	掛川営業所○田氏からの電話があったので、回覧板と広報紙が配布されていないと伝えると、「班長を決めるのを忘れていました。回覧板等を回すようになると、班長を皆さんでなくてはいけないから大変でしょ?」と反省した様子が、少しも認められなかった。 そのため○田氏へ、自治会費を支払っているのに、回覧板と広報紙が配布されていないのは変ですね。と伝え、自治会費の返金の可否について回答を求めたところ、○本所長に確認してから回答します。とのことであった。
12月6日		掛川営業所○田氏から電話があり、『○○さん、大東建託のお客様サービス室へ連絡しましたよね。』と話され、自治会費の返金の件については、まだ所長の○本に確認していないので、12月7日まで待ってほしいとの連絡があり、了承した。
12月7日	掛川営業所の○田氏から「2階の中学生くらいの子と思っていた男性は、10代ではなく、入居申込書にも記載されていて在留カードも提出されている男性、ということが確認できました。私の勘違いでした。」との連絡があった。入居者全員の在留資格証明書と就労ビザの確認が取れたとのこと。	12月7日に回答無し。それ以降、2018年1月5日まで回答無し。
12月18日	19時頃に掛川営業所の○本所長が来訪され、「在留資格証明は、契約者(現在フィリピンへ出張中)本人しか確認していません。その他の方は、契約者の責任において入居者申込書に記載してもらっています。」と話された。 結局、在留カードの確認をしているは契約者1名だけということであり、就労ビザの確認はされていないのである。	
2018年1月5日		専用アプリに、以下のメールが届いた。 「自治会費については契約書に基づき回収しており、当社より自治会へ支払いを完了しています。」 回答するといった約束日を、反故にしたことの説明が一切無いし、明確な回答になっていない。 なぜ「自治会費の返金はできません。」と、明確に回答しないのかが疑問である。 自治会へ支払いをしているだけで済む問題ではなく、当初の決まり事の、回覧板と広報紙の配布を反故にしたことに対する、原因究明と対策が無い。 何の説明も無く配布を中止にすることは責任逃れであり、自らの業務怠慢を隠蔽しているのではないかと思えない。